

○総則関係(目的) - 「訪問購入」を追加

○「訪問購入」の章を新設

○「指定物品」の定義を規定 (訪問購入に係る規制の対象となる物品を政令で指定)

【訪問購入業者に対する不当な勧誘行為の規制】

- ・事業者名・勧誘目的等の明示義務
- 氏名・名称 / 勧誘目的 / 勧誘物品
- ・再勧誘の禁止
- 契約を締結しない意思を示した者への再勧誘の禁止規定
- ・不実告知・重要事項不告知を伴う勧誘の禁止
- 物品の種類 / 購入価格 / 代金の支払時期 / クーリング・オフ 等
- ・勧誘の際に人を威迫、困惑させる行為の禁止

【書面の交付】

- ・契約書面等の交付義務
- 物品の種類 / 購入価格 / 売買契約の申込みの撤回・解除 / 物品の引渡しの拒絶 等を記載

【クーリング・オフ】 ~ 契約書面交付から8日間は、売買契約の申込みの撤回・解除が可能

- ・期間 - 8日間
- ・物品の引渡しの拒絶
~ 期間中は、物品を売主の手元に置いておくことが可能となるよう規定
- ・第三者に対する物品の所有権の主張
(期間中に引き渡してしまった場合)
- クーリング・オフにより、売主は第三者に対して物品の所有権の主張が可能 (第三者が善意無過失の場合を除く)
- ~ 期間中は、売主は物品の引渡しの拒絶が可能
- 物品の引渡しの拒絶に関する告知義務
- 物品の引渡しの際の不実告知・重要事項不告知、人を威迫、困惑させる行為の禁止 等
- ~ 売主の求めに応じて、物品が第三者へ引き渡されているかなどを通知する義務

【違反事業者に対する措置】

- ・報告徴収・立入検査の実施
- ・指示命令 - 違反行為を今後行わないようにする旨の指示命令
- ・業務停止命令 - 1年以内
- ・罰則 - 違反業者は懲役や罰金の対象

【その他】

- ・適用除外
- いわゆる事業者間の取引などは適用除外
- ・差止請求権
- 適格消費者団体は、購入業者に対し、違法行為の停止などを請求することが可能

・現行の特定商取引法の6類型(訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引)に、7番目の取引類型として追加。

・個人宅を訪問して商品の売買契約を行うという点で、訪問販売と基本的に差異が無いことから、「訪問購入」は「訪問販売」にならって規定。

・訪問販売においても同様の規定
- (法第3条(訪問販売における氏名等の明示)、第3条の2(契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止等)、第6条(禁止行為(不実告知、重要事項不告知、威迫、困惑等))

・訪問販売においても同様の規定
- (法第4条、第5条(訪問販売における書面の交付))

○訪問購入特有の規定 ~
物品の引渡しの拒絶に関する事項の記載を義務付け

・訪問販売においても同様の規定
- (法第9条(訪問販売における契約の申込みの撤回、期間は8日間等))

○訪問購入特有の規定 ~
①物品の引渡しの拒絶が可能であることの規定
②クーリング・オフ期間中に物品を引き渡してしまった場合に関する規定 等

・訪問販売においても同様の規定
- (法第7条(指示)、第8条(業務の停止等)、第26条(適用除外)、第58条の4(訪問販売に係る差止請求権)、第66条(報告及び立入検査)、第7章(罰則))